

重 要 事 項 説 明 書（販売用）

指定特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の販売にあたり、富士オフィス&ライフサービス株式会社ひまわり館日光営業所が定める運営規程及び提供するサービスで、重要な部分を説明致します。
説明の内容に基づき購入して頂く場合には、本重要事項説明書に署名（原則としてご利用者本人）をして頂き、一部（ご利用者様保管用）を保管下さい。

基本理念

1. 関係諸法令の遵守
2. 資質向上への努力
3. 地域社会への貢献

I. 運営指定に関する事項

A. ひまわり館では、福祉用具専門相談員の資格を有した者が2名以上常駐し、福祉用具の選定から使い方の説明、使用中の相談あるいは苦情の受付をご利用者の立場にたって行います。

- 1) 営業日は、月曜日から金曜日までとします。
- 2) 休業日は、土曜日、日曜日、祝日
及び夏季休暇（8月13日～8月16日）年末年始（12月30日～1月3日）とします。
- 3) 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとします。
上記に関係なく、相談や苦情の受付は、いつでも受付、即時に対応します。

4) 相談・苦情窓口

ひまわり館日光営業所	担当：柴田、福田	電話：0288-30-7533
保険者の市町担当課		別紙参照
栃木県国民健康保険団体連合会		電話：028-643-2220

B. ひまわり館では、厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具販売に係わる、次の用具を取扱います。また、福祉用具の提供にあたっては、常に品質の評価を行い、改善を図ると共に安全で正しく機能する福祉用具を提供し、万一の故障の対応も迅速に行います。

1) 購入品目

- | | | | |
|-----------|-------------------|---------------|-------|
| ① 腰掛便座 | ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ③ 入浴補助用具 | |
| ④ 簡易浴槽 | ⑤ 移動用リフトの吊具の部分 | ⑥ 排泄予測支援機器 | |
| ⑦ 固定用スロープ | ⑧ 歩行器（歩行車を除く） | ⑨ 単点杖（松葉杖を除く） | ⑩ 多点杖 |
- ※⑦～⑩については、利用者等の意思決定に基づき、貸与でなく購入が適当と選択した場合に限る

2) 販売金額

特定福祉用具販売費は、別紙料金表（カタログ）の通りとなります。

3) 修理費の取扱い

故障が起きた場合に要する修理費用・交換費用の負担区分は、原則として次の通りとなります。

- ① メーカーが定める保証内容及び期間中で通常に使用し故障した場合は、無償で修理致します。
- ② 上記①以外での修理費はご利用者の負担となります。

C. ひまわり館では、適正な指定（介護予防）福祉用具販売に係るサービスの提供と向上を図る為、事業の実施地域は即時に対応できる範囲内としております。（別紙に定める）

<通常の事業の実施地域>

日光市・宇都宮市・鹿沼市・塩谷町

※その他の地域については別途ご相談下さい。

- 1) 上記の地域内でご利用の場合は、購入福祉用具の搬入に掛かる費用（交通費等）は無料です。
- 2) 上記の通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり、30円を徴収させていただきます。

D. ひまわり館では、他にも指定特定福祉用具販売事業者の使命として、重要となる事項を取り上げ、従事者に徹底し資質の向上に努めています。

- 1) 業務上知り得たご利用者あるいはその家族の事情等は、如何なる場合でも絶対に他に漏洩させない、又、従業者でなくなった場合も、同じく漏洩させない様に努めます。
- 2) 特定福祉用具の購入を希望されるご利用者に対して、正当な理由が無い場合は、特定福祉用具販売サービスの提供を拒む事を致しません。
- 3) 従業者（福祉用具専門相談員）には、身分を証するものを携帯させ、ご利用者あるいはそのご家族から求められた際には、これを提示させます。
- 4) ご利用者からの苦情等については、受付内容から対応内容までを文書に記録し保管致します。

II. その他の重要事項

A. 福祉用具を使用中、万一「緊急の事態」が発生した場合は、いつでも電話願えば、迅速に対処を致します。

緊急事態が発生した場合は、0288-30-7533に電話下さい。

B. 指定特定（介護予防）福祉用具を購入された場合は、次の書類をお渡し致します。

- 1) 領収書
- 2) 保証書（メーカーより発行されたもの）
- 3) 取扱説明書（メーカーより発行されたもの）

C. 特定福祉用具販売品の搬入は、ご利用者が指定される日時に行います。

D. 正当な理由が無く、購入費の支払いがされない場合は、サービスの提供をお断りする場合があります。但し、この場合でも、ご利用者及びご家族、あるいは担当されている介護支援専門員（ケアマネジャー）と協議の上、支払いの意思が全く認められない場合に限りです。

III. 個人情報の使用について

A. 利用者又はその家族の個人情報の使用は、必要最小限の範囲とする事。

B. 利用者又はその家族の個人情報は、当事業所関係者以外の者に、一切洩れる事の無いよう細心の注意を払う事。

C. 利用者又はその家族の個人情報を使用した会議および内容等の経過を記録しておく事。

IV. 福祉用具納品時確認

ひまわり館日光営業所
〒321-1271 日光市並木町3-3

年 月 日

福祉用具納品時に福祉用具（取扱説明書）を使用しながら使用方法の説明を受けました。
福祉用具納品時に福祉用具（取扱説明書）を使用しながら利用上の注意事項の説明を受けました。
重要事項の説明を受けました。

ご利用者 _____

ご家族（代筆署名） _____

続柄・代筆理由 _____

ひまわり館
納品担当

--